

リスク管理の充実

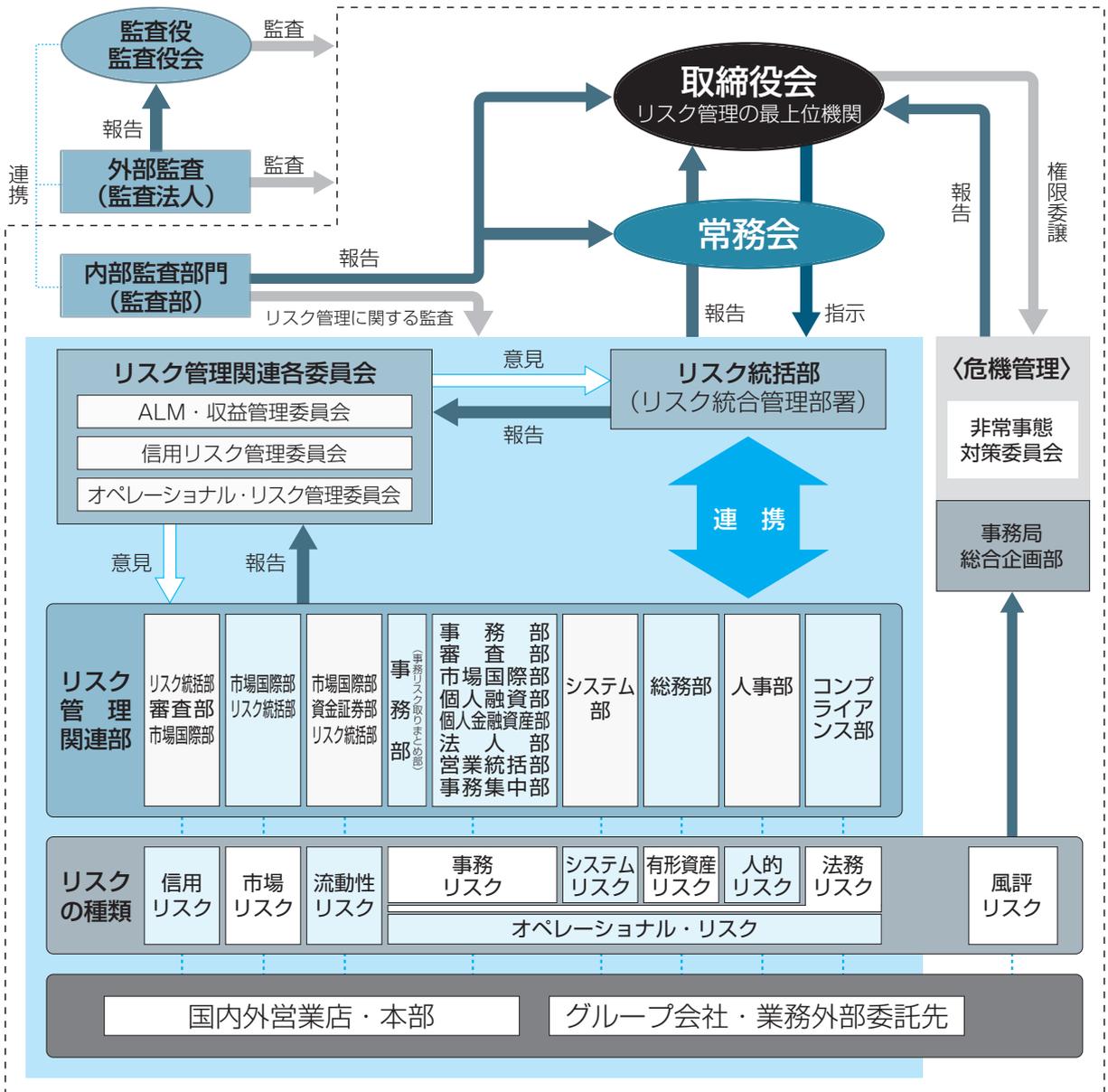
●リスク管理の基本的な考え方

金融の自由化・国際化が一層進展する環境において、銀行業務は多様化・複雑化しており、銀行が直面するリスクも、それらに伴ってますます多様化、複雑化しています。このような状況の中、経営の健全性や安定性を確保しながら企業価値の向上を図るために、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていく必要があります。

当行では、適切なリスク管理の実施を経営の最重要課題の一つとして認識し、取締役会において「リスク管理に関する基本方針」を制定し、この基本方針に則りリスク管理を行うなどリスク管理態勢の整備強化に取り組んでおります。

また、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスクを個々に管理するだけでなく、当行全体が抱えるリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照するなど統合的に管理する必要があります。そのため全行的なリスクの統合管理部署としてリスク統括部を設置し、統合的なリスク管理が行える態勢を整備し、各種リスクの管理強化を進めるとともに、統合的なリスク管理の高度化を進めております。

加えて、リスク管理態勢の構築状況の適切性及びその機能状況の有効性について監査部による内部監査を実施しています。



●統合リスク管理

当行が抱える信用リスク、市場リスク等を統一的な枠組みにより計測し、それぞれのリスクに対してリスク資本を配賦する統合リスク管理を導入しております。

具体的には、半期ごとに、自己資本（Tier I）をベースに、取締役会においてリスクの種類ごとにリスク資本の配賦を決定し、配賦されたリスク資本の範囲内に、各リスク量（VaRなど）が収まるようコントロールしております。毎月開催されるALM・収益管理委員会では、各リスク量が報告され、配賦されたリスク資本に対してアラームポイントを設定するなど、経営体力を超えてリスクが過大にならないように管理しております。

さらに、経営の健全性を確保する一方、収益性の向上や資本の有効活用の観点からリスク・リターン管理の検討を行っております。

VaR（バリュー・アット・リスク）

過去のデータを統計的に分析し、将来の一定期間において起こりうる最大の損失額を計測するリスク管理手法です。当行では信用リスクと市場リスクを対象に、適切な信頼区間・保有期間を設定してリスク量を計測しております。

リスク資本

リスクが顕在化したときに備える自己資本のことで、当行ではTier I をリスク資本とし、信用リスク、市場リスクなどリスク種類別に配賦を行っております。

リスク・リターン管理

経営の健全性を図るだけでなく、リスク資本の配賦額に対する収益性を評価し、収益性の向上や資本の有効活用を図るものです。

●信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先や有価証券の発行体が、業況悪化などの原因により、約定通り利息支払や元金返済・償還ができなくなることで銀行が損失を被るリスクをいいます。

当行では信用リスクの大部分を貸出資産が占めており、貸出資産の健全性を将来にわたり確保することが信用リスクを管理する上での重要な目標となっております。

《信用リスクの管理態勢》

厳格な信用リスク管理を行うためには、信用リスクに関連する各部門間における相互牽制が必要となります。当行では、営業推進部門、審査部門から独立したリスク統括部が信用格付制度、資産自己査定、償却・引当制度など信用リスク管理の根幹となる管理制度の企画、検証を行うことにより、常時牽制機能が働く体制としております。

また、関連部署の担当役員、部長で構成される信用リスク管理委員会を設け、銀行全体の信用リスクの状況や重要課題に関して組織横断的に協議・検討し、信用リスクに関する共通認識の醸成を図っております。

《個別与信の審査・管理態勢》

与信業務における基本方針を「クレジットポリシー」として定め、地域との共生や法令等の遵守を図りながら、健全な貸出資産の積上げと不良債権の発生防止に注力しております。

貸出に際しては、お取引先を財務状況等の定量面と業界動向や成長性等の定性面を総合的に評価した上で、貸出案件の資金使途、返済財源等についての的確かつ厳正な判断を行い、健全な資金需要に対して円滑に資金供給が行えるよう努めております。また、審査態勢や教育研修体系の整備、システムサポートの充実を図っております。

貸出実行後には、お取引先とのリレーションを深めながら、業況の変化等を早期に把握し、迅速な対応が行えるよう「中間管理」態勢の充実を図り、貸出資産の劣化防止に努めております。さらに、審査部内に「審査業務室」を設置し、財務診断などに精通した経験豊富なスタッフが、お取引先に対してきめ細かく経営や財務改善の支援を行っております。

《信用格付制度・自己査定制度》

「信用格付制度」は、信用リスクを客観的に把握するための行内制度で「債務者格付制度」「リテール・ブ

ール管理制度」などで構成されております。

「債務者格付制度」では、行内基準に基づき、お取引先の信用度を13段階の行内格付に区分しております。格付は、資産自己査定に用いる債務者区分と整合的な枠組みとなっており、貸倒引当金の算出根拠となる債権分類作業に使用するほか、与信業務における管理基準、信用リスク量の計測やリスク・リターン管理の指標などとして、信用リスク管理業務全般にわたり幅広く活用しております。

「自己査定」とは、当行が保有する資産を自ら個別に検討し、資産内容の実態を正確に把握するために行うもので、信用リスクを管理する重要な手段です。自己査定では、債務者格付に応じて5つの債務者区分に区分し、それぞれの資産を回収や価値毀損の危険性の度合いに従い4段階に分類します。その分類状況に応じて将来の損失額を見積もり、貸倒引当金として計上しています。

《信用リスク量計測・与信ポートフォリオ管理》

リスク統括部では、デフォルトの発生確率や保全状況を統計的に分析することで信用リスク量の計測を行っております。信用リスク量とは、貸出資産など信用リスクを有する与信ポートフォリオから将来発生する可能性のある損失を数値化したものであり、与信ポートフォリオ管理やリスク資本配賦に活用しております。

与信ポートフォリオ管理では、信用リスク量の分析のほか、特定のセクターへの与信集中を防止するためのモニタリングやリスク顕在化のシミュレーションなどを通じ、与信ポートフォリオの傾向分析や課題把握を行い、信用リスク管理の高度化に努めております。

●市場リスク管理

市場リスクとは金利・為替・株価などの市場の相場変動によって、銀行が損失を被るリスクをいい、当行ではこの市場リスクに、市場流動性リスク、市場リスクに付随する信用リスクも合わせて管理しています。

市場取引担当部門の組織については、取引を担当する部署（フロントオフィス）を資金証券部、リスク管理や事務処理を担当する部署（ミドルオフィス・バックオフィス）を市場国際部とし、相互に牽制する体制となっております。

市場の相場変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを行うことを基本方針としています。特に債券及び株式などの運用は、価格変動リスクがあることから、十分なリスク管理の下、適正な取引規模の範囲内で行っております。

現在、当行では市場取引のリスク量については、配賦資本と比較を行うVaR（ヒストリカルシミュレーション法）やBPVを主な計測手法としております。そのほかにも、ギャップ分析、シミュレーションなどを用いたリスク分析などによる管理も行い、ALM・収益管理委員会へ報告しております。

VaRの算出については、バックテストにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めております。

また、銀行勘定の金利リスクについては、自己資本の一定割合のリスク許容限度を設定し、金利上昇リスクに対して厳格な管理を行っております。

BPV（ベース・ポイント・バリュー）

金利リスク指標の1つで、金利が1ベース・ポイント（100分の1%）上昇した場合における貸出や債券などの現在価値の変化額を表します。

●流動性リスク管理

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。

資金繰りリスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出などにより、必要な資金確保が困難になったり、高金利での資金調達により、銀行が損失を被るリスクをいいます。

資金繰りリスクについては、資金繰り管理部署を定め、海外支店を含めて日次、週次、月次などの資金繰りを厳格に管理しております。また、毎月開催されるALM・収益管理委員会において、資金繰りの状況、運用・調達のバランス、金利動向などを把握・分析し、円滑な資金繰りが行えるよう万全を期しております。

さらに、万一の場合に備えて「危機管理計画」（コンティンジェンシープラン）を策定し、さまざまなケースに対応できる態勢を整備するなど万全を期しております。

市場流動性リスクとは、資産の売却等において、市場の混乱等により取引ができなかったり、通常よりも

著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
市場流動性リスクについては、市場リスクと合わせて管理しております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員及び派遣社員等の従業者の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により当行が損失を被るリスクをいいます。当行では、組織体制や業務の内容に即して効果的にリスクを管理するため、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③有形資産リスク④人的リスク⑤法務リスクの5つのリスクに区分しております。

オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理に関する基本方針」及び「オペレーショナル・リスクに関する基本規定」を取締役会で制定し、リスク統括部の担当取締役をオペレーショナル・リスク管理全般を統括する責任者、リスク統括部をオペレーショナル・リスクの統合管理部署としております。リスク統括部は、担当取締役の指揮・監督のもと、オペレーショナル・リスク全般の管理に関する企画・統括を行い、「各リスク管理関連部」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。

また、オペレーショナル・リスクにおける重要事項に関する協議機関として、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置しております。

オペレーショナル・リスクの具体的管理手法として、当行はリスク管理自己評価（RCSA）の仕組みを導入し、オペレーショナル・リスクを総合的に管理しております。また、事務リスクや、システムリスクなど個別の管理も行っております。

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、「お客さまからの信頼」の維持・向上を図るために、行員各自が常に基本に則った正確な事務を心がけ、事務処理の厳正化に努めております。さらに、事務主管部による営業店への臨店事務指導や監査部による本部各部や営業店に対する立入り監査、営業店自ら実施する自店検査などを通じて、内部牽制を図りながら事務事故の防止と事務水準の向上に努めております。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動などのシステムの不備、あるいはコンピュータが不正に使用されることなどにより、お客さまや銀行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、災害対策用の免震床や無停電装置などを備えた電算センターの保有や、バックアップセンターの確保など設備面の安全対策を始め、十分なテストによるソフトウェアの品質管理、情報漏洩を防ぐための不正アクセス対策やウィルス侵入対策など、想定されるリスクに対する各種の安全対策を実施しております。さらに万一の事故に備え、「危機管理計画」（コンティンジェンシープラン）を策定し、万全を期しております。

有形資産リスク、人的リスク、法務リスクについては、それぞれのリスク毎に所管部署を定め、所管部署が中心となり管理することとしております。

リスク管理自己評価（RCSA=Risk Control Self-Assessment）

銀行内の各部署が、内在するリスクを自ら特定・評価し、その結果を組織全体として取り纏め、コントロールし、モニタリングする枠組み。

●危機管理

自然災害や犯罪の発生、コンピュータシステムの障害、風評リスクの顕在化、新型インフルエンザ感染の発生などの非常事態に対処し、その影響を最小化することにより、当行の業務を継続することを目的に、「危機管理計画」（コンティンジェンシープラン）を整備しております。さらに、大規模な非常事態発生時には「非常事態対策委員会」を招集し、情報収集するとともに、一元的な指揮・命令を行う態勢としております。

また、「危機管理計画」に基づく定期的な訓練や計画の見直しを実施するなど、態勢の強化を図っております。